

【申請の手引き】

日野市ものづくり事業者電気料金支援補助金

日野市では、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の「ものづくり事業者」(P5～P6 参照) に対し、事業の継続を支援することを目的に事業に係る電気料金高騰分の一部について補助金を交付します。

【申請期間】

令和4年7月25日(月)～令和4年9月14日(水)まで(消印有効)

※申請期間以降の受付は致しません。余裕を持ってご提出ください。

【補助金額】

市内事業所において使用した令和4年4月分～6月分の事業に係る電気料金の10%に相当する金額(消費税を除く)

※補助金額上限100万円。1円未満切り捨て

【対象者】

補助対象者は、以下(1)～(8)をすべて満たす者とします。

(1)	【中小企業者】資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社 【個人事業主】常時使用する従業員の数が300人以下の個人
(2)	ものづくり基盤技術振興基本法に規定するものづくり基盤産業に属する事業を主たる事業とする事業者。(以下「ものづくり事業者」という。) ⇒「ものづくり事業者」の詳細はP5～P6をご確認ください
(3)	申請日において市内で事業を営んでおり、申請日以後も継続して事業を営むことを予定している。
(4)	市内に事業所(P6参照)を有していること。
(5)	過去に本補助金の交付を受けていないこと。
(6)	許可又は認可を必要とする事業について、必要な時期に関係行政庁の許可又は認可を得ていること。
(7)	東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)および日野市暴力団排除条例(平成24年条例第29号)に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。
(8)	その他、法令を遵守していること。

【必要書類（全員が提出するもの）】

NO	提出書類	注意点、確認する内容等
1	交付申請書兼誓約書（第1号様式）	必ず「記入例」を参考に作成してください。 【申請者と口座名義が異なる場合】 ・「委任状」を提出してください。
2	申請内容確認書（第1号様式の2）	必ず「記入例」を参考に作成してください。
3	<p>【中小企業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書（3カ月以内のもの）（写し可） <p>【個人事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業届又は令和3年分の確定申告書（写し） 	
4	<p>市内事業所の電気料金請求額および当該電気料金を支払い済みであることを証する書類の写し</p> <p>① 令和4年4月分～6月分の資料</p> <p>② ①について支払い済みであることを証する資料</p>	<p>該当部分にマーカーで印を付けてください。</p> <p>① 令和4年4月分～6月分の市内事業所の電気料金の金額が分かる資料（検針票(写し)など）</p> <p>② 令和4年4月分～6月分の市内事業所の電気料の支払いが分かる資料（領収書（写し）、通帳および明細書（写し）など）</p> <p>※クレジットカードによる支払いの場合は、クレジットカードの明細書（写し）および引き落とされた通帳（写し）が必要です。</p> <p>【電気料の1カ月分の考え方】 通常、前月の検針日から当月の検針日の前日までを電気料金の1カ月としていますので、本申請には令和4年4月分～6月分の電気料金として請求された資料を提出してください。</p>
5	<p>ものづくり事業を主たる事業としていることを証する書類</p> <p>【中小企業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近決算の確定申告書の別表一、法人事業概況説明書の1・2ページ目（写し） <p>【個人事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告：令和3年分の確定申告書の第一表、所得税青色申告決算書の1・2ページ目（損益計算書、月別売上）（写し） ・白色申告：令和3年分の確定申告書の第一表、収支内訳書（写し） 	<p>※左記の書類の業種欄、職業欄に記載されている事業内容でものづくり事業を主たる事業としていることを判定します。</p> <p>※控えには収受日付印が押されていること。e-Tax による申告の場合は、確定申告書に受付日時および受付番号が印字されていること。若しくは「受信通知（メール詳細）」の添付が必要です。いずれも提出できない場合は「納税証明書その2」（写し）を提出してください。</p> <p>※左記の書類にマイナンバーが記載されている場合は塗りつぶして確認できないようにしてください。</p>

	※創業1年未満で決算書又は確定申告書の写しが提出できない場合は、市内で事業を行っていることを証する書類	
6	振込口座の分かるもの 【預金通帳の場合】表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分(写し) 【インターネットバンクの場合】右記の情報が分かるサイトページ	金融機関名、支店名、口座名義人(フリガナ)、預金種別(普通・当座)、口座番号が分かること

【必要書類（該当する方のみ提出するもの）】

NO	提出書類	注意点、確認する内容等
7	確定申告書に日野市住所の記載がない方 日野市内で事業を営んでいることが分かる書類	市内の事業所の住所および事業所名が分かる書類(写し)を提出してください。 【例】 ・開業届 ・営業許可証 ・公共料金の領収書など ※上記書類がない場合は、自社パンフレット等を提出してください。

※申請書類の返却はいたしません。申告内容についてお問い合わせをする場合がありますので、コピーをとり保存いただくようお願いいたします。

【申請様式の入手方法】

「日野市ものづくり事業者電気料金支援補助金交付申請書兼誓約書（第1号様式）」および「申請内容確認書（第1号様式の2）」は市役所1階市民相談窓口、同3階産業振興課、七生支所および豊田駅連絡所、日野市商工会で配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

【申請場所・申請方法】

日野市商工会

窓口提出を推奨します（事前予約制 電話042-581-3666）

経営指導員・経営支援アドバイザー（中小企業診断士）が対応します。

混雑防止のため事前予約制とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、窓口にお越しいただけない場合は郵送でも受け付けます。申請書類一式を揃えたくて、下記の宛先に郵送してください。

【宛先】〒191-0062日野市多摩平7-23-23

日野市商工会 日野市ものづくり事業者電気料金支援補助金担当

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

【申請サポートについて（事前予約制 電話042-581-3666）】
経営指導員・経営支援アドバイザー（中小企業診断士）が申請の相談
に対応します。

混雑防止のため事前予約制とさせていただきます。
また本補助金以外にも経営全般に関する相談も受け付けています。

【問合せ先】

日野市商工会 日野市ものづくり事業者電気料金支援補助金担当

➤ 事前予約・相談ダイヤル

電話042-581-3666（月曜～金曜日9：00～17：00※祝日を除く）

➤ メールアドレス

hino.sci@shokokai-tokyo.or.jp



【ものづくり事業者とは】

ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年 3 月 19 日法律第 2 号）第 2 条第 2 項に規定するものづくり基盤産業に属する事業を主たる事業としている中小事業者・個人事業主です。以下の業種が対象となります。

ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年 3 月 19 日法律第 2 号）

第二条 この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「ものづくり基盤産業」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種（次条第一項において「製造業等」という。）に属するものとして政令で定めるものをいい、「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

業種	対象となる技術
製造業	1 設計に係る技術
	2 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術
	3 圧延、伸線及び引抜きに係る技術
	4 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術
	5 整毛及び紡績に係る技術
	6 製織、剪せん毛及び編成に係る技術
	7 縫製に係る技術
	8 染色に係る技術
	9 粉碎に係る技術
	10 抄紙に係る技術
	11 製版に係る技術
	12 分離に係る技術
	13 洗浄に係る技術
	14 熱処理に係る技術
	15 溶接に係る技術
	16 熔融に係る技術
	17 塗装及びめっきに係る技術
	18 精製に係る技術
	19 加水分解及び電気分解に係る技術
	20 発酵に係る技術
	21 重合に係る技術
	22 真空の維持に係る技術
	23 巻取りに係る技術
	24 製造過程の管理に係る技術
	25 機械器具の修理及び調整に係る技術
	26 非破壊検査及び物性の測定に係る技術
自動車整備業	
機械・家具等修理業	
ソフトウェア業	

情報処理・提供サービス業 (情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。)
デザイン業
機械設計業及びエンジニアリング業
研究開発支援検査分析業
理学研究所及び工学研究所 (それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。)

【事業所とは】

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 項第 3 号に規定する家屋を指します。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 項第 3 号

家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。

※自宅兼事業所の場合、面積按分で事業に供する電気料金を算出してください。また、そのことにより請求書の金額と補助金の申請額が不一致となる場合は、別紙理由書を提出してください。

【その他】

- この【申請の手引き】で対応できない場合（例：必要書類が一部揃わないなど）、「理由書」を提出いただき、ご説明いただく場合があります。
- 申請の審査において、日野市ものづくり事業者電気料金支援補助金担当からお問い合わせの連絡や追加書類の提出をお願いする場合があります。

<参考> 主な取引可能な金融機関コード

全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）を利用している、全国の金融機関の本支店等に普通預金、当座預金又は貯蓄預金をお持ちであれば登録することができます。

■都市銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0009	三井住友銀行
0010	りそな銀行	0005	三菱UFJ銀行

■地方銀行・第二地方銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0542	愛知銀行	0117	青森銀行	0119	秋田銀行
0129	足利銀行	0172	阿波銀行	0161	池田泉州銀行
0174	伊予銀行	0123	岩手銀行	0576	愛媛銀行
0183	大分銀行	0152	大垣共立銀行	0188	沖縄銀行
0185	鹿児島銀行	0159	関西みらい銀行	0191	北九州銀行
0509	北日本銀行	0163	紀陽銀行	0158	京都銀行
0137	きらぼし銀行	0508	きらやか銀行	0128	群馬銀行
0522	京葉銀行	0578	高知銀行	0017	埼玉りそな銀行
0179	佐賀銀行	0167	山陰合同銀行	0157	滋賀銀行
0175	四国銀行	0149	静岡銀行	0538	静岡中央銀行
0125	七十七銀行	0151	清水銀行	0130	常陽銀行
0153	十六銀行	0121	荘内銀行	0512	仙台銀行
0181	十八親和銀行	0150	スルガ銀行	0178	筑邦銀行
0532	大光銀行	0164	但馬銀行	0544	中京銀行
0514	大東銀行	0135	千葉興業銀行	0526	東京スター銀行
0134	千葉銀行	0131	筑波銀行	0516	東和銀行
0168	中国銀行	0124	東北銀行	0145	富山銀行
0126	東邦銀行	0166	鳥取銀行	0162	南都銀行
0517	栃木銀行	0543	名古屋銀行	0525	東日本銀行
0534	富山第一銀行	0143	八十二銀行	0173	百十四銀行
0190	西日本シティ銀行	0155	百五銀行	0177	福岡銀行
0182	肥後銀行	0147	福井銀行	0120	北都銀行
0169	広島銀行	0140	第四北越銀行	0116	北海道銀行
0513	福島銀行	0144	北陸銀行	0118	みちのく銀行
0501	北洋銀行	0154	三十三銀行	0133	武蔵野銀行
0146	北國銀行	0184	宮崎銀行	0170	山口銀行
0562	みなと銀行	0122	山形銀行	0187	琉球銀行
0569	もみじ銀行	0138	横浜銀行		
0142	山梨中央銀行				

■信託銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名
0300	SMB C信託銀行	0289	みずほ信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行	0294	三井住友信託銀行

■その他の銀行等

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行	0036	楽天銀行	0033	PayPay銀行
2004	商工組合中央金庫	0397	新生銀行	2963	中央労働金庫
0401	シティバンク、エヌ・エイ	9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局		

■信用金庫

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
1000	信金中央金庫	1252	青木信用金庫	1303	朝日信用金庫
1327	足立成和信用金庫	1358	青梅信用金庫	1323	亀有信用金庫
1283	川崎信用金庫	1305	興産信用金庫	1326	小松川信用金庫
1336	西京信用金庫	1310	さわやか信用金庫	1319	芝信用金庫
1282	湘南信用金庫	1344	城南信用金庫	1351	城北信用金庫
1345	昭和信用金庫	1356	巣鴨信用金庫	1341	西武信用金庫
1348	世田谷信用金庫	1352	瀧野川信用金庫	1360	多摩信用金庫
1321	東栄信用金庫	1349	東京信用金庫	1333	東京三協信用金庫
1311	東京シティ信用金庫	1320	東京東信用金庫	1262	東京ベイ信用金庫
1253	飯能信用金庫	1346	目黒信用金庫	1386	山梨信用金庫
1280	横浜信用金庫				

■信用組合

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会	2060	あすか信用組合	2226	東信用組合
2241	共立信用組合	2271	警視庁職員信用組合	2229	江東信用組合
2243	七島信用組合	2231	青和信用組合	2202	全東栄信用組合
2254	第一勧業信用組合	2248	大東京信用組合	2224	東京厚生信用組合
2215	東京証券信用組合	2274	東京消防信用組合	2276	東京都職員信用組合
2210	東浴信用組合	2235	中ノ郷信用組合	2277	ハナ信用組合
2211	文化産業信用組合				

■農業協同組合

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合	5095	世田谷目黒農業協同組合	5097	東京あおば農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合	5094	東京中央農業協同組合	5072	東京みどり農業協同組合
5055	東京南農業協同組合	5077	東京みらい農業協同組合	5087	東京むさし農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合	5030	西東京農業協同組合	5050	八王子市農業協同組合
5070	マイنز農業協同組合	5060	町田市農業協同組合		
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店				